

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成21年7月9日(2009.7.9)

【公表番号】特表2009-508292(P2009-508292A)

【公表日】平成21年2月26日(2009.2.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-008

【出願番号】特願2008-529007(P2008-529007)

【国際特許分類】

H 01 B	5/14	(2006.01)
C 01 B	31/02	(2006.01)
C 08 L	65/00	(2006.01)
C 08 L	101/06	(2006.01)
C 08 K	9/00	(2006.01)
G 06 F	3/045	(2006.01)
G 06 F	3/041	(2006.01)

【F I】

H 01 B	5/14	A
C 01 B	31/02	1 0 1 F
H 01 B	5/14	B
C 08 L	65/00	
C 08 L	101/06	
C 08 K	9/00	
G 06 F	3/045	G
G 06 F	3/041	3 5 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月18日(2009.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子導電性ポリマーを含有する少なくとも一つの導電性層と接触する少なくとも一つの導電性カーボンナノチューブ層を含んでなる電子導電性製品。

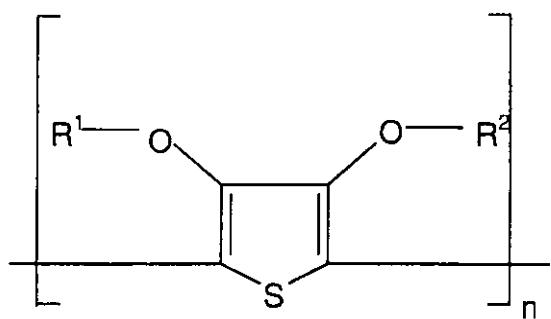
【請求項2】

順に、タッピング電極、スペーサー素子、導電性カーボンナノチューブ層、電子導電性ポリマーを含む導電性層および基板を含むタッチスクリーン。

【請求項3】

前記電子導電性ポリマーがポリチオフェンとポリアニオンを含有し、前記ポリチオフェンが、カチオン型の下記式：

【化1】



(式中、R¹とR²は各々、独立して水素もしくはC1-4アルキル基を表し、または隨意選択的に置換されたC1-4アルキレン基もしくはシクロアルキレン基好ましくはエチレン基、隨意選択的にアルキルで置換されたメチレン基、隨意選択的にC1-12アルキル-もしくはフェニル-で置換された1,2-エチレン基、1,3-プロピレン基、または1,2-シクロヘキシレン基であり；およびnは3-1000である)で表される請求項2に記載のタッチスクリーン。